

定 款

公 益 社 团 法 人 愛 知 県 園 芸 振 興 基 金 協 会

公益社団法人愛知県園芸振興基金協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 この協会の事務所は、愛知県名古屋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協会は、愛知県内の園芸農産物（主に野菜、果実）の安定した生産・出荷を促すために、優良種苗（原原種苗）の生産・供給、果実の安定的な生産・出荷の促進、野菜の価格安定対策等を行い、園芸農家の経営安定と園芸農産物の安定生産を図り、園芸農産物を安定的に供給することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 野菜の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (2) 特定果実（果樹農業振興特別措置法に規定する特定果実をいう。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (3) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営の支援に関する事業
- (4) 果樹農業の振興等に関する事業
- (5) 優良種苗（原原種苗）の生産・供給に関する事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業及びその他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県内において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第5条 この協会の会員は正会員及び特定野菜会員とし、その資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 正会員

- ア 愛知県内に事務所を有する農業協同組合、農業協同組合中央会及び農業協同組合連合会であって、協会の区域の全部又は一部をその地区とする者、若しくは協会の区域に従たる事務所を有する者
- イ 愛知県
- ウ 公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）
- エ 愛知県種苗協同組合

オ その他この協会の目的に賛同する者であつて理事会において承認された者

(2) 特定野菜会員

相当規模生産者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 この協会は、前項の承認をしたときは、その旨を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(経費の分担)

第7条 この協会は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員に対し、会員になった時及び毎年、総会において別に定める分担金を賦課することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 この協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) この協会の定款、業務方法書又は規程に違反したとき。

(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 この協会は、除名の決議があつたときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会において必要と認めた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、その開催日の1週間前までにその会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は代理人によって議決権の行使を委任することができる。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された者2名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

第19条 この協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名又は2名を副会長とし、必要に応じ常務理事1名を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎年事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長及び常務理事は、会長の職務を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の

終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することができる。

(報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 業務方法書及び諸規程の決定
- (3) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 前各号に掲げる事項の他会長が必要と認めた事項

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の決議については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第32条 基本財産は、この協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄付され、又は交付された財産

(2) 総会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、この協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ総会の承認を要する。

(事業年度)

第33条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第 8 章 業務の執行

(業務方法書)

第37条 事業の実施については、業務方法書の定めるところによる。

2 業務方法書は、理事会の議決を経て会長が定める。これを変更しようとするときも同様とする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この協会の第1項の設立の登記の日に就任する役員は、次のとおりとする。
理事 倉内巖 中野幹也 鈴木才将、日永熙 中神享三 中北春彦 中川廣和 大野庄一
後藤俊博 早瀬鎌行 井上庄吾 田中徹
監事 井関常雄 大口眞悟
- 4 この協会の最初の代表理事である会長は倉内巖、副会長は中野幹也とする。